



おぐら
尾倉

<校訓>
自主
創造
協力



令和4年8月31日(水)発行
校長 栗原博巳
北九州市八幡東区尾倉三丁目10番1号
HP: www.kita9.ed.jp/ogura-j/

<学校教育目標>

豊かな心もち、健やかでたくましく行動する生徒の育成～みんなで考え、みんなで取り組み、みんなでつくる尾倉中学校～

<目指す生徒像>

- ① 感性豊かで、意欲的、主体的に学習する生徒
- ② 健康で明るく、思いやりのある生徒
- ③ 礼儀正しく、奉仕の精神に満ちた生徒
- ◇ 元気のいい挨拶・礼儀・身なり・学習規律と集団生活における規律とマナー

新型コロナウイルス関連(登校判断について)

8月24日送信のメール文ですが、再掲いたします。

夏季休業日明けの学校開始にあたりまして、保護者様へお願いです。これまでとの変更点が2点あります。

①お子様が陽性になった場合の連絡について

- 学校へ必ず連絡をお願いします。土日、祝日の場合は、月曜日等に学校へご連絡ください。

②「濃厚接触者の待機期間の見直し」について

- 陽性者との最終接触等の翌日から5日間
- ただし、抗原定性検査キット(自費)により、2日目と3日目に検査を行い、陰性であった場合には、3日目から登校可能です。

このことに伴い、登校判断基準の一部を変更しています。詳しくは今後、学校ホームページ等に掲載しますのでご覧ください。

学校での感染拡大防止を図るためには、皆様のご協力が必要です。お子様に発熱や咳等の症状がある場合には、無理をせず登校をお控えください。

引き続きお子様の健康状態の確認や基本的な感染症対策のご協力をよろしくお願いいたします。

北九州市教育委員会

新型コロナウイルス感染症で陽性反応が出た生徒は、北九州市教育委員会に報告するようになっています。学校に連絡する際には、以下の内容を担任等にお伝えください。よろしくお願いいたします。

- ① 発症日 ② 判明日 ③ 症状等(発熱、咳、のどの痛み、倦怠感、その他の症状) ④ 感染経路(家庭内感染かどうか等) ⑤ 保健所、病院からの指示(いつまで自宅待機か等)

本市の新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、2学期開始当初の生徒の感染拡大も非常に懸念される状況です。今後、濃厚接触者に指定されたり、感染不安等により登校できなかつたりすることが想定されます。市内の学校では、2学期開始に向けて、様々な事情で登校できない生徒の学習機会を確保するために、オンライン学習等の準備を適切に実施していきます。

また、水泳学習についても、感染対策に十分配慮し、実施していきます。ご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

児童生徒等(幼児児童生徒)の登校判断

| 対象者 | | 出席停止等の取扱い | | |
|------------------------------|-----------------------|--|---|---|
| 感染者 | | 出席停止 | | |
| 濃厚接触者 | 児童生徒等(本人) | 出席停止 ※PCR検査結果が陰性でも、陽性者との最終接触等の翌日から5日間は登校不可 ※ただし、抗原定性検査キット(自費)により2日目と3日目に検査を行い、陰性であった場合には、3日目から登校可。 | | |
| | 同居家族 | 【症状あり】 | 校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※PCR検査結果が陰性で、症状がなくなれば登校可 | |
| 【症状なし】 | | 自宅待機となった同居家族とともに児童生徒等本人も症状がない場合、登校可 | | |
| 発熱や咳等の症状がみられるとき(PCR検査受検予定なし) | | 児童生徒等(本人) | 出席停止 ※症状がなくなれば登校可 | |
| | | 同居家族 | 登校可 | |
| PCR検査受検の予定あり | 発熱や咳等の症状がみられるとき | | 児童生徒等(本人) | 出席停止 ※PCR検査結果が陰性で、症状がなくなれば登校可 |
| | | | 同居家族 | 校長が出席しなくてもよいと認めた日 ※PCR検査結果が陰性であれば登校可 |
| | 症状はないが、念のために検査を受検する場合 | 【施設等で陽性者発生なし】 ・スクリーニング ・入院、手術等 | 児童生徒等(本人) | 登校可 |
| | | 【施設等で陽性者発生あり】 ・学級閉鎖 ・一斉PCR等 | 同居家族 | 登校可 |
| 児童生徒本人のワクチン接種 | | 接種のため欠席 | 校長が出席しなくてもよいと認めた日 | |
| | | 副反応のため欠席 | 出席停止 | |

- 出席停止は、学校保健安全法第19条に基づく「出席停止」。
- 「校長が出席しなくてもよいと認めた日」は、非常災害等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日。指導要録上、「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引き等の日数」とする。
- 上記については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じた国の通知発出に伴い変更される場合がある。
- 週休日や長期休業期間中に行われる部活動についても、同様の取り扱いとする。
- 行事等の際の登校判断に関して、相談があれば学校へ。